

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B2)

(11) 特許番号

特許第6603053号
(P6603053)

(45) 発行日 令和1年11月6日 (2019.11.6)

(24) 登録日 令和1年10月18日 (2019.10.18)

(51) Int. Cl.

F I

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 7 1 2

A 6 1 B 1/04 (2006.01)

A 6 1 B 1/04 5 2 0

A 6 1 B 1/06 (2006.01)

A 6 1 B 1/06 5 2 0

G O 2 B 23/24 (2006.01)

G O 2 B 23/24 A

H O 1 R 13/631 (2006.01)

H O 1 R 13/631

請求項の数 3 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2015-121394 (P2015-121394)
 (22) 出願日 平成27年6月16日 (2015.6.16)
 (65) 公開番号 特開2017-6162 (P2017-6162A)
 (43) 公開日 平成29年1月12日 (2017.1.12)
 審査請求日 平成29年9月21日 (2017.9.21)

(73) 特許権者 000000376
 オリンパス株式会社
 東京都八王子市石川町2951番地
 (74) 代理人 110002907
 特許業務法人イトーシン国際特許事務所
 (74) 代理人 100076233
 弁理士 伊藤 進
 (74) 代理人 100101661
 弁理士 長谷川 靖
 (74) 代理人 100135932
 弁理士 篠浦 治
 (72) 発明者 荒川 直紀
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ
 リンパス株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 内視鏡用コネクタ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

内視鏡を外部装置に対して接続して電気信号を伝送するための内視鏡用コネクタであって、

前記内視鏡用コネクタの外装を形成する外装部材と、

前記外装部材の内部に配置され、前記電気信号を伝送するための電気コネクタと、

前記電気コネクタと接続されることによって前記電気信号を伝送するための基板と、

前記基板の少なくとも一部の領域の接続部を側方に突出させつつ前記接続部以外の領域を覆って収納するシールド部材と、

前記外装部材の内部に配置され、前記シールド部材から当該シールド部材の側方に突出する前記基板の前記接続部を前記外装部材に対して位置決めさせ、前記基板を前記電気コネクタと接続させるように案内する案内部と、

を具備し、

前記接続部は、前記電気信号のための配線が配置されていないことを特徴とする内視鏡用コネクタ。

【請求項 2】

前記案内部は、前記外装部材に設けられ前記接続部の挿入経路を形成するレール部を有することを特徴とする請求項 1 に記載の内視鏡用コネクタ。

【請求項 3】

前記案内部は、樹脂製であることを特徴とする請求項 2 に記載の内視鏡用コネクタ。

10

20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この発明は、外部装置に対して内視鏡を接続する接続部位に設けられ、外部装置と内視鏡との間で電気信号を伝送するための内視鏡用コネクタに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来、細長状に形成された挿入部を有して構成される内視鏡は、例えば医療分野や工業用分野等において広く利用されている。このうち、医療分野において用いられる医療用内視鏡は、細長い挿入部を被検体となる体腔内に挿入して体腔内の臓器を観察したり、必要に応じて内視鏡に具備される処置具挿通チャンネル内に挿入した処置具を用いて各種の処置を施したりすることができるように構成されている。また、工業分野において用いられる工業用内視鏡は、細長い挿入部を被検体、例えばジェットエンジンや工場配管等の内部に挿入することによって、被検体内の状態、例えば傷及び腐蝕等の観察や検査を行うことができるように構成されている。

10

【0003】

この種の内視鏡は、外部周辺装置であるビデオプロセッサや光源装置等に接続されて使用されるのが普通である。そのために、従来の形態の内視鏡においては、ビデオプロセッサや光源装置等に対して着脱自在に構成され、両者間の接続を確保するための内視鏡用コネクタが内視鏡から延出される信号ケーブルの一端に配設されている。

20

【0004】

上記内視鏡用コネクタの内部には、内視鏡と外部装置との間の電氣的な接続を確保するための接続用部品類、例えば接続コネクタ等の電子部品等を実装した電子回路基板（以下、回路基板という）や、この回路基板から発生する電磁波等の輻射を防止するためのシールドケース等のほか、流体配管や光学的伝送（ライトガイドケーブル等）等のための各種の部品が多数内蔵されている。さらに、上記内視鏡用コネクタの内部には、当該内視鏡用コネクタ自体の強度向上を考慮したフレーム部材等が配設されている。このような形態の内視鏡用コネクタは、例えば国際公開番号WO2011/052408号公報等によって開示されている。

30

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献1】 国際公開番号WO2011/052408号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

ところが、上記国際公開番号WO2011/052408号公報等によって開示されている内視鏡用コネクタにおいては、例えば上記回路基板に実装された接続コネクタ（プラグ側）と、これに対応して上記回路基板側の接続コネクタが接続されるべき接続部品であり、当該内視鏡用コネクタの筐体内部に配設された回路基板に実装されている受け側の接続コネクタ（ソケット側）とを嵌合接続させることによって、両者間の電氣的な接続を確保する構成となっている。

40

【0007】

この場合において、上記受け側の接続コネクタ（以下、受側接続コネクタ）が、当該内視鏡用コネクタの筒状筐体の内部において奥まった位置に配設されていることから、上記接続コネクタと上記受側接続コネクタとの接続状態を確認することが困難であるという問題点があった。

【0008】

具体的には、例えば上記接続コネクタと上記受側接続コネクタとが嵌合し接続する位置は、視覚的には確認することができない構造となっている。このことから、両者が確実に

50

所定の状態で嵌合接続しているかどうかの確認ができないという問題点がある。

【 0 0 0 9 】

本発明は、上述した点に鑑みてなされたものであって、その目的とするところは、内視鏡用コネクタにおいて、回路基板に実装された接続コネクタと、これに対応する接続コネクタであって筐体内部に配置される回路基板に実装された受側接続コネクタとを嵌合接続するのに際し、両コネクタの接続部位が視覚的に確認し得ない位置にあったとしても、極めて容易にかつ高精度で確実な嵌合接続を確保することができる構造を備えた内視鏡用コネクタを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 0 】

上記目的を達成するために、本発明の一態様の内視鏡用コネクタは、内視鏡を外部装置に対して接続して電気信号を伝送するための内視鏡用コネクタであって、前記内視鏡用コネクタの外装を形成する外装部材と、前記外装部材の内部に配置され、前記電気信号を伝送するための電気コネクタと、前記電気コネクタと接続されることによって前記電気信号を伝送するための基板と、前記基板の少なくとも一部の領域の接続部を側方に突出させつつ前記接続部以外の領域を覆って収納するシールド部材と、前記外装部材の内部に配置され、前記シールド部材から当該シールド部材の側方に突出する前記基板の前記接続部を前記外装部材に対して位置決めさせ、前記基板を前記電気コネクタと接続させるように案内する案内部と、を具備し、前記接続部は、前記電気信号のための配線が配置されていない。

【発明の効果】

【 0 0 1 1 】

本発明によれば、内視鏡用コネクタにおいて、回路基板に実装された接続コネクタと、これに対応する接続コネクタであって筐体内部に配置される回路基板に実装された受側接続コネクタとを嵌合接続するのに際し、両コネクタの接続部位が視覚的に確認し得ない位置にあったとしても、極めて容易にかつ高精度で確実な嵌合接続を確保することができる構造を備えた内視鏡用コネクタを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 2 】

【図 1】本発明の一実施形態の内視鏡用コネクタが適用される内視鏡装置の構成を示す斜視図

【図 2】本発明の一実施形態の内視鏡用コネクタを取り出して示す斜視図

【図 3】図 2 の矢印 [3] 方向から見た平面図

【図 4】図 2 の内視鏡用コネクタにおいて第 2 ケース体を取り外した内部構成を示す斜視図

【図 5】図 4 の矢印 [5] 方向から見た平面図

【図 6】図 2 の矢印 [6] で示す平面に沿う断面図

【図 7】図 6 の符号 [7] - [7] 線に沿う断面図

【図 8】図 6 の符号 [8] - [8] 線に沿う断面図

【図 9】図 6 の符号 [9] - [9] 線に沿う断面図

【図 10】図 6 の符号 [10] - [10] 線に沿う断面図

【図 11】図 2 の内視鏡用コネクタにおける電子回路基板を収納したシールドケースを取り出して示す斜視図

【図 12】図 11 のシールドケースのみを示す斜視図

【図 13】図 12 の矢印 [13] 方向から見た平面図

【図 14】図 11 のシールドケースに収納される電子回路基板のみを取り出して示す平面図

【図 15】図 2 の内視鏡用コネクタの筐体内部においてシールドケースが固定保持されるメインフレーム部材のみを取り出して示す斜視図

【図 16】本発明の一実施形態の変形例におけるシールドケース（電子回路基板を収納し

10

20

30

40

50

た状態)を取り出して示す斜視図

【図１７】本発明の一実施形態の変形例におけるシールドケース（接続部）とコネクタケース（案内部）との係合状態を示す要部拡大断面図

【発明を実施するための形態】

【００１３】

以下、図示の実施の形態によって本発明を説明する。以下の説明に用いる各図面は模式的に示すものであり、各構成要素を図面上で認識可能な程度の大きさで示すために、各部材の寸法関係や縮尺等を各構成要素毎に異ならせて示している場合がある。したがって、本発明は、これら各図面に記載された構成要素の数量、構成要素の形状、構成要素の大きさの比率、各構成要素の相対的な位置関係等に関し、図示の形態のみに限定されるものではない。

10

【００１４】

図１～図１５は、本発明の一実施形態を示す図である。このうち、図１は、本発明の一実施形態の内視鏡用コネクタが適用される内視鏡装置の構成を示す斜視図である。図２は、本実施形態の内視鏡用コネクタを取り出して示す斜視図である。図３は、図２の矢印〔３〕方向から見た平面図である。図４は、本実施形態の内視鏡用コネクタにおいて第２ケース体を取り外した内部構成を示す斜視図である。図５は、図４の矢印〔５〕方向から見た平面図である。図６は、図２の矢印〔６〕で示す平面に沿う断面図である。図７は、図６の符号〔７〕－〔７〕線に沿う断面図である。図８は、図６の符号〔８〕－〔８〕線に沿う断面図である。図９は、図６の符号〔９〕－〔９〕線に沿う断面図である。図１０は、図６の符号〔１０〕－〔１０〕線に沿う断面図である。

20

【００１５】

図１１は、本実施形態の内視鏡用コネクタにおける電子回路基板を収納した状態のシールドケースを取り出して示す斜視図である。図１２は、図１１のシールドケースのみを示す斜視図である。図１３は、図１２の矢印〔１３〕方向から見た平面図である。図１４は、図１１のシールドケースに収納される電子回路基板のみを取り出して示す平面図である。図１５は、本実施形態の内視鏡用コネクタの筐体内部においてシールドケースが固定保持されるメインフレーム部材のみを取り出して示す斜視図である。

【００１６】

まず、本実施形態の内視鏡用コネクタが適用される内視鏡装置の概略を、主に図１を用いて以下に説明する。

30

【００１７】

内視鏡装置１（以下、内視鏡と略記する）は、図１に示すように、観察対象部位（例えば大腸等）の管腔内へ挿入する細長の長尺部材としての挿入部２と、この挿入部２の基端部に連設された操作部３と、この操作部３の側面より延設された複合ケーブルであるユニバーサルケーブル４と、このユニバーサルケーブル４の端部に設けられ光源装置と一体のビデオプロセッサ（不図示）である外部装置に対し着脱自在に構成され接続された時には、上記内視鏡１と上記外部装置との間の電氣的及び機械的な接続を確保する医療機器用コネクタである内視鏡用コネクタ５と、によって主に構成されている。

【００１８】

40

内視鏡１の挿入部２は、先端側に撮像ユニットが内蔵された先端部６を有し、この先端部６の後部に湾曲自在な可動部としての湾曲部７が連設されている。さらに、この湾曲部７の後部に軟性の管状部材より形成される長尺で可撓性を有する可撓管部８が連設されている。この挿入部２の可撓管部８は、基端部が操作部３の折れ止め部９と接続されている。

【００１９】

内視鏡１の操作部３は、上記折れ止め部９と連設され、使用者（ユーザ）が使用時に把持する把持部１０を備えており、挿入部２内に配設されている処置具チャンネル（不図示）の基端開口を構成する処置具挿入口１１が折れ止め部９と把持部１０との間の連設部分に設けられている。また、操作部３の把持部１０には、挿入部２の湾曲部７の湾曲操作を

50

行う２つの湾曲操作ノブ１５と、これら湾曲操作ノブ１５を所望の回転位置で固定するための固定レバー１６とからなる湾曲操作部１７が配設されている。さらに、把持部１０には、各種の内視鏡機能进行操作するための複数のスイッチ類１３，１４等が設けられている。

【００２０】

内視鏡１のユニバーサルケーブル４には、操作部３，内視鏡用コネクタ５とに接続される両端部分の外周部を被覆するように、接続強度を維持し擦れなどによる損傷を防止するための折れ止め部材１８，１９が配設されている。

【００２１】

なお、内視鏡用コネクタ５は、内視鏡１を外部装置（不図示のビデオプロセッサ等）に対して接続して電気信号を伝送するための接続用ユニットである。

10

【００２２】

次に、本実施形態の内視鏡１に適用される内視鏡用コネクタ５の構成について、図２～図１５を用いて以下に説明する。

【００２３】

ここで、本実施形態の内視鏡用コネクタ５は、ユニバーサルケーブル４の終端となる内視鏡１の基端に配設されているため、ユニバーサルケーブル４に接続される側を先端（前方）というものとし、外部装置（不図示）に接続される側を基端（後方）というものとする。また、内視鏡用コネクタ５は、手術室に載置された外部装置に接続されるため、当該外部装置に接続された状態で規定される上下左右方向を基準として以下の説明にも適用する。

20

【００２４】

本実施形態の内視鏡用コネクタ５は、図２及び図３に示すように、基端側から順に、２段連設形成され外径が異なり略円柱状からなり一体形成された２つの電気コネクタ部（電気コネクタ）２１，２２を有する電気プラグ部２８と、前方側（基端側）の電気コネクタ部２２に連設され略円筒状からなり当該内視鏡用コネクタ５の外装の一部を形成する第１外装部材であるコネクタケース２３と、折れ止め部材１９に向けて前方へ径が細くなった管状の第２外装部材であってユーザが主に右手で把持する把持部となるコネクタカバー２４とによって外装筐体の主要部が形成されている。つまり、換言すると、外装部材（２３，２４，２８）は、本内視鏡用コネクタ５の外装を形成している。

30

【００２５】

電気プラグ部２８を構成する２つの電気コネクタ部２１，２２は、後方側の電気コネクタ部（以下、第１電気コネクタ部という場合もある）２１が前方側の電気コネクタ部（以下、第２電気コネクタ部という場合もある）２２よりも小さい外径を有している。

【００２６】

第１電気コネクタ部２１は、第２電気コネクタ部２２の端面（基端面）から突起するように形成されており、複数の第１電気接点（不図示）が外周部の周面一部に周方向に沿って並設されている。また、第１電気コネクタ部２１の端面（基端面）からは、外部装置からの照明光が入射されるライトガイド口金２６と、外部装置からの気体を送気される送気口金２７が延設されている。

40

【００２７】

第２電気コネクタ部２２にも、複数の第２電気接点３３（図２，図４等参照：図３，図５では不図示）が外周部の周面一部に周方向に沿って並設されている。

【００２８】

コネクタケース２３は、中央部分の両側部に平面形成された２つの口金配置面３７を備え、一方の口金配置面３７には送水口金３８と加圧管口金３９とが設けられ（図７参照）、他方の口金配置面３７には前方送水口金４０と吸引口金４１等が設けられている（図２等参照）。また、コネクタカバー２４の外周部の側部中途部分には、漏水検知口金４３が設けられている。内視鏡用コネクタ５の外部構成は以上である。

【００２９】

50

次に、上記内視鏡用コネクタ５の内部構成について説明する。上述したように、本内視鏡用コネクタ５の外装筐体は、電気プラグ部２８と、２つの外装部材、即ちコネクタケース２３（第１外装部材）とコネクタカバー２４（第２外装部材）とによって構成される。

【００３０】

電気プラグ部２８の内部には、２つの電気コネクタ部（２１，２２）の複数の電気接点（３３等）と、これら複数の電気接点と電氣的に導通される複数の接点ピン（不図示）と、これら複数の接点ピンが半田付け固定され円盤形状からなる複数の電気基板７１等とが設けられている。なお、電気プラグ部２８の内部構造については、例えば国際公開番号ＷＯ２０１１／０５２４０８号公報等によって開示されている従来の内視鏡用コネクタと同様である。したがって、ここでは、その詳細説明は省略する。

10

【００３１】

また、上記２つの外装部材（２３，２４）の内部構造についても、上記国際公開番号ＷＯ２０１１／０５２４０８号公報等によって開示されている従来の内視鏡用コネクタと略同様である。したがって、その詳細説明は省略し、主に異なる部分について以下に説明する。

【００３２】

上記２つの外装部材（２３，２４）の内部には、メインフレーム部材５０等と、電氣的構成部材（電気部材）であり内部に電子回路基板（以下、単に回路基板という）８６を収納するシールド部材であるシールドケース７７等が収納配置されていると共に、流体配管（送気送水管路）や光学的伝送部材（ライトガイドケーブル）が挿通している。

20

【００３３】

メインフレーム部材５０は、例えば金属製の板ブロックを切削加工したりダイキャスト（金型鑄造）等により形成されたもの若しくは板状金属部材を折り曲げ加工等によって形成された板状部材である。

【００３４】

メインフレーム部材５０は、図１５に示すように、一端に例えばコネクタケース２３（第１外装部材）等の固定部分に対してビス固定される接続固定部５８を有し、他端に後述する円環部材５２が配設される円環部材配設部５３を有して形成される。また、メインフレーム部材５０は、コネクタケース２３（第１外装部材）内の所定の位置に固定配置したとき当該コネクタケース２３から外部へ突出するように配置される突出部５１（図４，図５参照）を有して形成されている。さらに、メインフレーム部材５０の突出部５１には、上記コネクタケース２３（第１外装部材）の外部において、当該メインフレーム部材５０に対する上記シールドケース７７（電気部材）の位置決めをするときに当該シールドケース７７の一部が当接する当接部５４が形成されている。

30

【００３５】

上記当接部５４は、当該メインフレーム部材５０における上記一端と上記他端との間の領域であって、上記他端寄りの所定の部位に形成されている。この当接部５４は、コネクタケース２３（第１外装部材）の外部において、上記メインフレーム部材５０（板状部材）に対して上記シールドケース７７（電気部材）を位置決めするのに際し、シールドケース７７（電気部材）のストッパ部７７ｄ（後述する）が当接する部位となる。このとき上記当接部５４は、シールドケース７７を位置決め固定するための位置決め部として機能している。つまり、シールドケース７７は、上記当接部５４によって、上記メインフレーム部材５０に対する位置が位置決めされる。

40

【００３６】

そして、この当接部５４の平面部（当接面）は、後述するシールドケース７７のストッパ部７７ｄと対面するように、これと平行な面となるように、長手軸に対しては略垂直となるように形成されている。また、上記当接部５４は、当該内視鏡用コネクタ５にメインフレーム部材５０が組み付けられた状態となったとき、コネクタケース２３よりも外部に露出する位置、即ち上記メインフレーム部材５０における突出部５１に、若しくはコネクタケース２３の内部に配置された場合にも少なくとも外部から目視確認が可能な位置に配

50

置られるように形成されている。

【 0 0 3 7 】

なお、コネクタケース 2 3 (第 1 外装部材) よりも外部に露出するシールドケース 7 7 (電気部材) 及びメインフレーム部材 5 0 の少なくとも上記突出部 5 1 は、コネクタカバー 2 4 (第 2 外装部材) によって覆われるように構成されている。

【 0 0 3 8 】

また、メインフレーム部材 5 0 は、幅方向に略中央部分において長手軸方向に沿って延びる凹状溝部 5 9 が形成されている。この凹状溝部 5 9 には、各種管路等が配設される。上記円環部材 5 2 は、ライトガイドバンドル、信号ケーブル、流体用チューブ等の内蔵物を挿通し、これらを保持する部材である。

10

【 0 0 3 9 】

そして、メインフレーム部材 5 0 の一面には、内部に回路基板 8 6 を収納固定する電気基板ボックスでありシールド部材であるシールドケース 7 7 が、例えばビス 5 0 b (図 4 等参照) によるビス止め等によって固定されている。この場合において、シールドケース 7 7 内の回路基板 8 6 上に実装された接続コネクタ 8 8 (プラグ側) が、上記電気プラグ部 2 8 側の電気基板 (7 1 等) 上に実装された受側接続コネクタ 7 3 (ソケット側) に嵌合接続している。これにより、シールドケース 7 7 内の回路基板 8 6 と、上記電気プラグ部 2 8 との間の電氣的接続が確保されている。

【 0 0 4 0 】

そして、上記回路基板 8 6 からは図示を省略しているが信号ケーブルが延出されていて、この信号ケーブルは、ユニバーサルケーブル 4 内に挿通配置される各種電気ケーブルと電氣的に接続されている。つまり、上記回路基板 8 6 は、内視鏡 1 の電気信号を伝送するための基板である。

20

【 0 0 4 1 】

ここで、シールドケース 7 7 と回路基板 8 6 は、図 1 1 ~ 図 1 4 に示すように構成されている。

【 0 0 4 2 】

まず、シールドケース 7 7 は、図 1 1 ~ 図 1 3 に示すように、金属製の薄板部材を折り曲げ加工して内部空間を有するように矩形状に形成され一つの平面が開口した形態の筐体であり、電磁両立性 (E M C ; ElectroMagnetic Compatibility) 対策のために設けられる。

30

【 0 0 4 3 】

このシールドケース 7 7 の内部には、電気プラグ部 2 8 との電氣的な接続を確保するための接続コネクタ 8 8 が一端縁部に実装された回路基板 8 6 が収納配置されている。そのために、シールドケース 7 7 において、長手方向 (図 1 1 の矢印 X 方向) の一端縁部には、コネクタ収納部 7 7 a が形成されている。このコネクタ収納部 7 7 a は、シールドケース 7 7 の一平面から長手方向に対して直交する一方向 (図 1 1 の矢印 Y 方向) に向けて突設した形状に形成されている。そして、コネクタ収納部 7 7 a の長手軸方向の一面にはコネクタ開口 7 7 b (図 1 2 参照) が開口している。このコネクタ開口 7 7 b は、当該シールドケース 7 7 の内部に収納配置される回路基板 8 6 の上記接続コネクタ 8 8 の接続端子 8 8 a (図 1 4 参照) を外部に露出させるために形成される開口部である。

40

【 0 0 4 4 】

一方、シールドケース 7 7 において、上記コネクタ収納部 7 7 a が形成されている側の一平面に対向する他平面は開口している。この開口は、上記回路基板 8 6 を当該シールドケース 7 7 内に配置するための開口である。なお、この開口は、当該シールドケース 7 7 が、上述したようにメインフレーム部材 5 0 に固定配置されたとき、メインフレーム部材 5 0 によって遮蔽されるように構成されている。

【 0 0 4 5 】

また、この構成とは別に、上記シールドケース 7 7 の開口を塞ぐように形成された別のシールドケース部材 (不図示) をさらに配置するような形態としてもよい。即ち、上記回

50

路基板 8 6 に対しては、一方の平面を覆うように上記シールドケース 7 7 を配置すると共に、同回路基板 8 6 の他平面を覆うように上記別のシールドケース部材（不図示）を配置することによって、上記回路基板 8 6 を、上記シールドケース 7 7 と上記別のシールドケース部材とによって挟持するように構成する。そして、この形態とした場合、上記別のシールドケース部材が上記メインフレーム部材 5 0 に対して固定配置される。このような形態によって、さらに有効な電磁妨害波の漏洩を抑止する対策とすることができる。

【 0 0 4 6 】

他方、シールドケース 7 7 において、長手方向に対して直交する方向（図 1 1 の矢印 Z 方向；ケース幅方向）の両側面には、長手方向中程の部位に切欠開口 7 7 c が形成されている。この切欠開口 7 7 c には、後述するように、当該シールドケース 7 7 の内部に収納配置される回路基板 8 6 の接続部 8 6 a を外方（ケース側方）に向けて突出させた状態に配設し得る部位となる。

10

【 0 0 4 7 】

さらに、シールドケース 7 7 の上記両側面において、長手方向他端（コネクタ収納部 7 7 a とは反対側の端部）寄りの部位には、切片状のストッパ部 7 7 d が設けられている。このストッパ部 7 7 d は、シールドケース 7 7 の両側面から、長手方向に対して直交する方向（図 1 1 の矢印 Z 方向）に向けて突出するように折り曲げられて形成される切片状部位である。このように形成されるストッパ部 7 7 d は、詳細は後述するが、当該シールドケース 7 7 を、本内視鏡用コネクタ 5 の上記外装筐体（2 8 , 2 3 , 2 4 ）の内部に収納配置するときに、メインフレーム部材 5 0 の当接部 5 4 に対してシールドケース 7 7 を位置決めするために設けられる構成部である。なお、ストッパ部 7 7 d は、上記コネクタ収納部 7 7 a の突出方向とは反対側に突出する領域に設けられている。そして、このストッパ部 7 7 d の平面部は、上記メインフレーム部材 5 0 の当接部 5 4 と対面するように、これと平行な面となるように配置されている。また、上記ストッパ部 7 7 d は、当該内視鏡用コネクタ 5 内に組み付けられた状態となったときに、コネクタケース 2 3 よりも外部寄りに露出する位置、若しくはコネクタケース 2 3 の内部にあっても少なくとも外部から目視確認が可能な位置に配置されるように形成されている。

20

【 0 0 4 8 】

そして、シールドケース 7 7 の四隅部には、当該シールドケース 7 7 に対して回路基板 8 6 をビス 8 5 a（図 1 1 参照）によってビス止め固定するためのビス挿通用穴 7 7 e が形成されている。

30

【 0 0 4 9 】

このように構成されたシールドケース 7 7（シールド部材）は、回路基板 8 6 の少なくとも一部の領域の接続部 8 6 a を外方に突出させつつ、接続部 8 6 a 以外の領域を覆って収納する。

【 0 0 5 0 】

回路基板 8 6 は、図 1 4 に示すように、全体として平板形状に形成された硬質基板である。この回路基板 8 6 には、各種の電子部品が複数実装されており、各種の電子回路が形成されている（その図示は省略している）。ここで、上記回路基板 8 6 上に実装される電子回路の一例としては、例えば内視鏡 1 の撮像ユニットからの撮像信号を取り扱う回路等がある。

40

【 0 0 5 1 】

上記回路基板 8 6 には、一端縁部に接続コネクタ 8 8 が半田付け等によって実装配置されている。この接続コネクタ 8 8 は複数の接続端子 8 8 a を有して構成されている。そして、これら複数の接続端子 8 8 a は、当該回路基板 8 6 の長手方向の一端部の外方に向けて並べて配置されている。ここで、複数の接続端子 8 8 a を有する接続コネクタ 8 8 はプラグ側（オス側）とされている。

【 0 0 5 2 】

回路基板 8 6 には、その両側縁部から長手方向に対して直交する方向（幅方向）の外方に向けて（ケース側方に向けて）突出するような形態の接続部 8 6 a（図 1 4 において斜

50

線で示す部分参照)が形成されている。この接続部86aには、電気信号のための配線が配置されていない。そして、回路基板86がシールドケース77の内部の所定の位置に配置されたとき、回路基板86の実装面及び上記接続コネクタ88を含む各種の電子部品の外面は、上記シールドケース77によって覆われるように構成されている。また、回路基板86の他面は、上述したように、当該内視鏡用コネクタ5に組み付けられた状態においては、上記メインフレーム部材50によって、若しくは上記別のシールドケース部材(不図示)によって外面が覆われるように構成されている。上記シールドケース77及びメインフレーム部材50は、いずれも金属製部材によって形成されていることから、回路基板86から発生する電磁妨害波を遮蔽する機能を有している。

【0053】

10

この場合において、上述したように、回路基板86をシールドケース77の内部の所定の位置に固定配置したとき、接続部86aが外部に突出した形態となる。このとき接続部86aには電氣的配線が配置されていないので電磁妨害波が出射することはない。また、上記回路基板86の接続部86aの突出を回避するためにシールドケース77に形成される切欠開口77cのサイズは、次に示すように設定されている。

【0054】

電磁妨害波の出射を有効に遮蔽するためには、ケースの隙間寸法が1/2波長未満に設定されていればよいことが知られている。ここで、回路基板86に実装される電子回路としては、上述したように、例えば内視鏡1の撮像ユニットからの撮像信号を取り扱う回路等がある。この種の電子回路から出射される電磁妨害波は、例えば最大周波数1000MHz程度のものであることがわかっている。この場合、周波数1000MHzの電磁妨害波の波長は、約299.8mmとなる。したがって、これに対する1/2波長は、約149.9mmである。

20

【0055】

したがって、上記切欠開口77cについては、例えば図13の符号Lで示す寸法として、具体的には149.8mm未満に設定すればよい。本実施形態における内視鏡用コネクタ5においては、実際の製品寸法等を勘案して、切欠開口77cの寸法L=40mm程度とすることが可能である。

【0056】

なお、各種の要因によって、隙間寸法を1/2波長未満に設定したとしても電磁妨害波の出射を完全に抑止することができない場合もあり得る。したがって、そのような場合には、例えば、導電性を有する軟性素材(例えばスポンジ状等)のガスケット等を、切欠開口77c等の隙間に配置する等、電磁妨害波の漏洩を抑止するさらなる対策を行ってもよい。

30

【0057】

そして、回路基板86の四隅部には、図14に示すように、上記シールドケース77に対して当該回路基板86をビス85a(図11参照)によってビス止め固定するためのビス挿通用穴86bが形成されている。

【0058】

一方、コネクタケース23の内部には、上述したように、シールドケース77の一部とメインフレーム部材50の一部とが配設固定されている。このコネクタケース23(外装部材)の内部の内側壁面において、上記シールドケース77の両側面に各対向する部分には、図9等に示すように、シールドケース77(シールド部材)から外方に突出する回路基板86の接続部86aをコネクタケース23(第1外装部材)に対して位置決めさせる案内部が配置されている。この案内部は、上記接続部86aの挿入経路を形成し、内壁面の断面が凹形状となる凹溝状のレール部23aである。なお、上記案内部(レール部23a)によって位置決めされた回路基板86に、電気信号を伝送する接続コネクタ88が実装されている。さらに、上記案内部(レール部23a)によって位置決めされた回路基板86は電気コネクタの受側接続コネクタ73に連結され、受側接続コネクタ73は接続コネクタ88を介して電気信号を伝送する。

40

50

【 0 0 5 9 】

ここで、コネクタケース 2 3 において、少なくとも上記レール部 2 3 a が形成されている部位は、樹脂素材で構成されている。本実施形態に例示する内視鏡用コネクタ 5 においては、コネクタケース 2 3 自体を樹脂製の部材で構成している。したがって、コネクタケース 2 3 の内面側の所定の部位を凹溝状に一体成形することで、容易に案内内部であるレール部 2 3 a を形成することができる。なお、レール部 2 3 a の構成はこの例に限られることはない。例えば凹溝状のレール部 2 3 a を備えた構成部材を別部品として製造し、これを既存のコネクタケースの内壁面に対して貼着手段等によって取り付けるといった構成でもよい。

【 0 0 6 0 】

10

このように構成された本実施形態の内視鏡用コネクタ 5 においては、シールドケース 7 7 は、上記電気プラグ部 2 8 と 2 つの外装部材 (2 3 , 2 4) とによって構成される外装筐体の内部に配設されている。このような形態に組み立てを行なうには、次のような手順となる。即ち、まず、電気プラグ部 2 8 とコネクタケース 2 3 とが組み立てられ、かつその内部にメインフレーム部材 5 0 が所定の位置に所定の手段で固定された状態の構成ユニットに対して、上記シールドケース 7 7 を、接続コネクタ 8 8 を先頭として、コネクタケース 2 3 の開口部側から内部へ向けて、長手方向にメインフレーム部材 5 0 の一面に沿わせるようにして挿入する手順となる。

【 0 0 6 1 】

このとき、回路基板 8 6 の接続部 8 6 a がシールドケース 7 7 の両側面から外方であってケース側方に向けて突出しているので、この接続部 8 6 a (両サイド共) をコネクタケース 2 3 の (内壁面両サイドの) 上記レール部 2 3 a に係合させる。その状態で、上記シールドケース 7 7 を長手方向に押し込めば、当該シールドケース 7 7 は、上記レール部 2 3 a に案内されて、スムーズに内部へと導入される。これにより、接続コネクタ 8 8 (プラグ側) は、コネクタケース 2 3 を介して奥まった部位に配置されている受側接続コネクタ 7 3 (ソケット側) に対して嵌合接続される。

20

【 0 0 6 2 】

なお、ここで、上記接続コネクタ 8 8 (プラグ側) と受側接続コネクタ 7 3 (ソケット側) とには、例えばフローティング構造を有するコネクタが使用されている。このフローティング構造のコネクタとは、上記両コネクタ 8 8 , 7 3 が嵌合接続して、両者間における電氣的な接続が確実に確保されている状態となったとき、両コネクタを構成する各部材同士が当接状態とはならず、両者間における相対的な位置に若干の余裕、即ち隙間を持たせた形態とする構造である。このように、嵌合接続状態にある両コネクタ間に若干の余裕 (隙間) を持たせることにより、接続部分において吸収できる嵌合誤差を確保することができ、より安定した電氣的接続を実現することが可能になる。

30

【 0 0 6 3 】

なお、両コネクタ 8 8 , 7 3 が嵌合状態とされたときにも、接続部 8 6 a とレール部 2 3 a とは少なくとも係合状態を保持しているのが望ましい。

【 0 0 6 4 】

そうして、上述のように、両コネクタ 8 8 , 7 3 の嵌合状態が確実となったとき、シールドケース 7 7 のストッパ部 7 7 d の平面は、メインフレーム部材 5 0 の当接部 5 4 の平面に当接した状態で配置される。この場合において、上記ストッパ部 7 7 d と上記当接部 5 4 との当接状態は、目視可能となるように構成されている。つまり、上記ストッパ部 7 7 d と上記当接部 5 4 とは、シールドケース 7 7 側の接続コネクタ 8 8 と内部側の受側接続コネクタ 7 3 とが嵌合接続して組み付け状態が完了した状態となったとき、目視確認可能な位置で当接状態となるように構成が工夫されている。

40

【 0 0 6 5 】

そして、さらに、上記ストッパ部 7 7 d と当接部 5 4 とが当接する時、例えば当接音や当接感 (いわゆるクリック感等) を得ることができる。このことにより、使用者 (ユーザ) は、目視確認に加えて、両部材が当接した時の音や感触を感覚的に受けることができる

50

ので、より確実に嵌合接続状態を確認することができるようになっている。

【0066】

なお、シールドケース77は、上述したように、金属製の導電性素材によって形成されている。したがって、当該シールドケース77の一部であるストッパ部77dも導電性を有して形成されている。

【0067】

一方、メインフレーム部材50も、上述したように、金属製の導電性素材によって形成されている。そして、このメインフレーム部材50は、当該内視鏡用コネクタ5のグラウンドと電氣的に接続されている。したがって、当該メインフレーム部材50の一部である当接部54も導電性を有して形成されている。

10

【0068】

そして、上述したように、いずれも導電性を具備したストッパ部77dと当接部54とを、目視確認可能な位置で当接状態とさせ、さらに、その状態で両者をビス50b(図4参照)によって共締めすることによって、両者の接触状態を確実に確保し得る構成となっている。この構成により、EMC対策としてのシールドケース77と、当該内視鏡用コネクタ5におけるグラウンドとを、確実に接触させることができる構成となっている。

【0069】

こうしてメインフレーム部材50に対するシールドケース77の位置決めがなされたら、その状態において、シールドケース77をメインフレーム部材50に対してビス止め固定する。このとき、シールドケース77をメインフレーム部材50にビス止め固定するためのビス50bは、その軸方向が、当該内視鏡用コネクタ5の長手方向であり、上記シールドケース77の導入方向に一致させてある。したがって、スクリュードライバー等の工具を軸方向(長手方向)に差し込むことが容易な構成となっている。

20

【0070】

なお、保守点検若しくは修理等のために、当該内視鏡用コネクタ5を分解したり、再組み立てを行なう際にも、シールドケース77の挿抜は、回路基板86の接続部86aとコネクタケース23のレール部23aとを係合させることで、容易にかつ精度良く確実に行うことが可能である。

【0071】

以上説明したように上記一実施形態によれば、内視鏡用コネクタ5における外装筐体(電気プラグ部28,コネクタケース23,コネクタカバー24)内部に回路基板86を収容した状態のシールドケース77を収納配置する場合において、シールドケース77側の(回路基板86)の接続部86aをコネクタケース23側のレール部23aに係合させて、これに沿わせて上記接続部86aを摺動させることで、上記シールドケース77を外装筐体(コネクタケース23)の内部へと導入案内させることができる。そして、これにより、シールドケース77側の回路基板86の接続コネクタ88を、上記外装筐体(主にはコネクタケース23)の奥まった位置に配設されている(電気プラグ部28側の)受側接続コネクタ73に対して、容易にかつ精度良く確実に嵌合接続させることができる。この場合において、特に幅方向に対する高精度な嵌合接続を実現できる。

30

【0072】

シールドケース77の内部に収納される回路基板86の一部に接続部86aを設けると共に、これに対応させて、コネクタケース23の内部の対応位置に案内部であるレール部23aを形成するのみで、部品点数を増加させることなく、両コネクタ88,73の位置関係を規定し、容易な嵌合接続を確保することができる。

40

【0073】

シールドケース77の内部に収納される回路基板86上に実装された接続コネクタ88と、これに対応する受側接続コネクタ73との位置関係を規定するのに際し、回路基板86の一部(接続部86a)を直接、外装筐体の一部(レール部23a)によって案内するように構成したので、両コネクタ88,73の間に介在する部材を減らすことができ、よって両コネクタ88,73間に累積する公差を小さく抑えることができる。したがって、

50

両コネクタ 8 8 , 7 3 間のより高精度な嵌合接続を確保することができるようになる。

【 0 0 7 4 】

また、両コネクタ 8 8 , 7 3 が嵌合接続したとき、両コネクタ 8 8 , 7 3 がそれぞれ固定されている部材（シールドケース 7 7 とメインフレーム部材 5 0 ）の各一部（ストッパ部 7 7 d と当接部 5 4 ）が当接するように構成し、その当接部位を上記外装筐体の外部の目視確認可能な位置に形成している。この構成により、奥まった位置にある受側接続コネクタ 7 3 に対し回路基板 8 6 上の接続コネクタ 8 8 を嵌合接続させるのに際し、コネクタ同士の接続部位を直接目視確認できない場合でも、上記固定部材同士の当接部位を目視確認することによって、両コネクタ 8 8 , 7 3 が嵌合接続されていることを確認することができる。特に、長手方向における両コネクタ 8 8 , 7 3 間のより高精度な嵌合接続を確保

10

【 0 0 7 5 】

したがって、これにより、例えばシールドケース 7 7 側の接続コネクタ 8 8 の押し込みが足りずに接続不良になったり、押し込み過ぎて両コネクタ 8 8 , 7 3 に不要な負荷をかけてしまうようなことがなく、コネクタ部材の部品損傷等を抑止することができ、容易にかつ高精度な接続コネクタ 8 8 , 7 3 の嵌合接続を行うことができる。したがって、内視鏡用コネクタ 5 の組み立て作業性を向上させることができ、製造工程の効率化、若しくは修理メンテナンス性の向上に寄与することができる。

【 0 0 7 6 】

さらに、シールドケース 7 7 とメインフレーム部材 5 0 との当接（接触）状態を確実に確保することによって、上記両コネクタ 8 8 , 7 3 の嵌合接続を確保すると同時に、E M C 対策としてのシールドケース 7 7 と当該内視鏡用コネクタ 5 におけるグラウンドとを確実に安定した状態での接触を確保できる。したがって、これにより、回路基板 8 6 からの電磁妨害波の漏洩及び同回路基板 8 6 への外部からの電磁妨害波の進入を軽減することができ、E M C 性能の向上に寄与することができる。

20

【 0 0 7 7 】

なお、上述した一実施形態においては、回路基板 8 6 に実装された接続コネクタ 8 8 をプラグ形状とし、これに対応する受側接続コネクタ 7 3 をソケット形状とした例を示しているが、この構成例に限られることはない。例えば、回路基板 8 6 側の接続コネクタ 8 8 をソケット形状とし、受側接続コネクタ 7 3 をプラグ形状として構成してもよく、この場

30

【 0 0 7 8 】

また、上述の一実施形態においては、シールドケース 7 7 に収納した回路基板 8 6 側の接続部 8 6 a を外方に向けて突出させた形態とし、外装筐体の一部であるコネクタケース側に設けた案内部でありレール部 2 3 a を凹溝状に形成した例を示しているが、この構成例に限られることはない。例えば、シールドケース及び回路基板側に凹状部を構成し、これに対応させて外装筐体であるコネクタケース側に凸状部を構成する形態でもよい。

【 0 0 7 9 】

図 1 6 , 図 1 7 は、本発明の一実施形態の変形例を示す図である。このうち図 1 6 は、本変形例におけるシールドケース（回路基板を収納した状態）を取り出して示す斜視図である。図 1 7 は、本変形例のシールドケースの接続部とコネクタケースの案内部との係合状態を示す要部拡大断面図である。なお、図 1 7 は、上記一実施形態における図 9 の要部拡大断面図に準じ、これに相当する部位を拡大して示す図である。

40

【 0 0 8 0 】

図 1 6 に示すように、本変形例におけるシールドケース 7 7 A には、その両側縁部から長手方向に対して直交する方向（幅方向；図 1 6 の矢印 Z 方向）の外方に向けて（ケース側方に向けて）突出するような形態の第 2 接続部 7 7 x が形成されている。

【 0 0 8 1 】

この第 2 接続部 7 7 x は、当該シールドケース 7 7 A の内部に収納配置される回路基板 8 6 の接続部 8 6 a に対し、図 1 6 の矢印 Y 方向に所定寸法だけずれた位置において、上

50

記接続部 8 6 a と平行に形成されている。したがって、この構成により、シールドケース 7 7 に回路基板 8 6 を収納固定した状態（図 1 6 の状態）では、上記回路基板 8 6 側の接続部 8 6 a と上記第 2 接続部 7 7 x との間には、所定の寸法幅の凹状部 7 7 w が形成されることになる。ここで、凹状部 7 7 w のサイズは、図 1 6 の矢印 X 方向の長さ寸法は、回路基板 8 6 の接続部 8 6 a と同等の長さ寸法が確保されている。また、図 1 6 の矢印 Y 方向の隙間寸法は、例えば後述するコネクタケース 2 3 A の案内部となる凸状部 2 3 A a の凸幅寸法よりも若干大となるように設定される。

【 0 0 8 2 】

本変形例において、シールドケース 7 7 A のその他の構成は、上述の一実施形態と同様である。また、本変形例における回路基板 8 6 の構成は、上記一実施形態と全く同じものが適用される。

10

【 0 0 8 3 】

一方、本変形例においては、上記シールドケース 7 7 A 及び回路基板 8 6 とによって形成される凹状部 7 7 w に対応させて、コネクタケース 2 3 A の内壁面において、上記シールドケース 7 7 A の両側面に各対向する部分に、図 1 7 に示すように、内壁面の断面が凸形状となる凸状部 2 3 A a が形成されている。

【 0 0 8 4 】

この凸状部 2 3 A a は、シールドケース 7 7 の第 2 接続部 7 7 x と回路基板 8 6 の接続部 8 6 a とによって形成される凹状部 7 7 w を、コネクタケース 2 3 A に対して位置決めさせる案内部であって、上記凹状部 7 7 w の挿入経路を形成している。

20

【 0 0 8 5 】

なお、この場合においても、少なくとも上記凸状部 2 3 A a が形成されている部位は、樹脂素材で構成されている。上記一実施形態と同様に、本変形例においてもコネクタケース 2 3 A 自体が樹脂製の部材で構成していることから、コネクタケース 2 3 A の内面側の所定の部位を凸状に一体成形することで、容易に案内部である凸状部 2 3 A a を形成することができる。また、本変形例の構成に対しても、凸状部 2 3 A a の構成はこの例に限らず、例えば凸状部 2 3 A a を別部品で構成し、これを既存のコネクタケースの内壁面に貼着して取り付けるといった構成でもよい。その他の構成は、上記一実施形態と同様である。

【 0 0 8 6 】

30

このように構成した上記変形例によっても、上記一実施形態と全く同様の作用及び効果を得ることが可能である。

【 0 0 8 7 】

なお、本発明は上述した実施形態に限定されるものではなく、発明の主旨を逸脱しない範囲内において種々の変形や応用を実施し得ることが可能であることは勿論である。さらに、上記実施形態には、種々の段階の発明が含まれており、開示される複数の構成要件における適宜な組み合わせによって、種々の発明が抽出され得る。例えば、上記一実施形態に示される全構成要件から幾つかの構成要件が削除されても、発明が解決しようとする課題が解決でき、発明の効果が得られる場合には、この構成要件が削除された構成が発明として抽出され得る。さらに、異なる実施形態にわたる構成要素を適宜組み合わせてもよい。

40

【産業上の利用可能性】

【 0 0 8 8 】

本発明は、医療分野の内視鏡制御装置だけでなく、工業分野の内視鏡制御装置にも適用することができる。

【符号の説明】

【 0 0 8 9 】

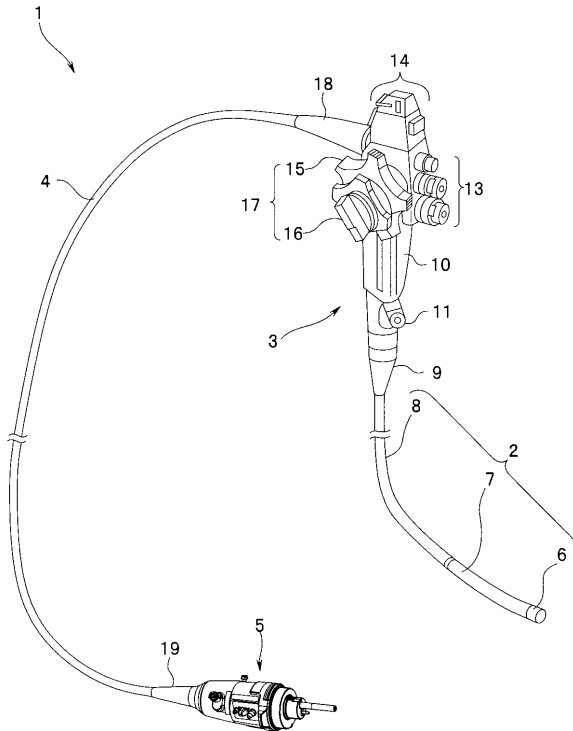
1 ... 内視鏡装置，
2 ... 挿入部， 3 ... 操作部， 4 ... ユニバーサルケーブル， 5 ... 内視鏡用コネクタ，
6 ... 先端部， 7 ... 湾曲部， 8 ... 可撓管部， 9 ... 折れ止め部， 10 ... 把持部， 1

50

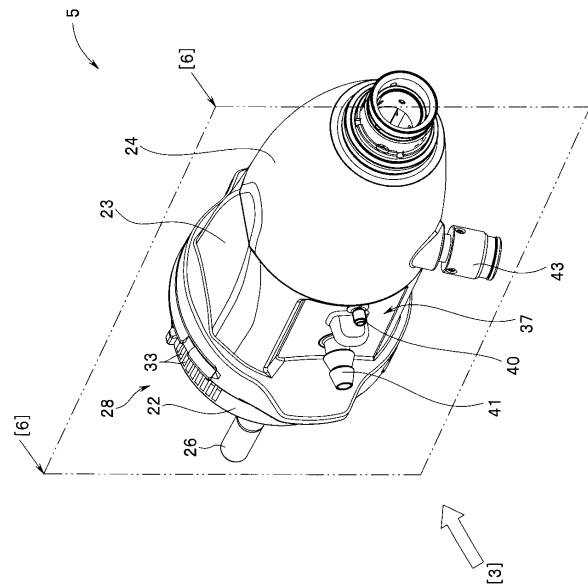
1 ... 処置具挿入口, 13, 14 ... スイッチ類, 15 ... 湾曲操作ノブ, 16 ... 固定レバー, 17 ... 湾曲操作部, 18, 19 ... 折れ止め部材,
 21, 22 ... 電気コネクタ部, 23, 23A ... コネクタケース, 23a ... レール部,
 23Aa ... 凸状部, 24 ... コネクタカバー,
 26 ... ライトガイド口金, 27 ... 送気口金, 28 ... 電気プラグ部, 33 ... 電気接点, 37 ... 口金配置面, 38 ... 送水口金, 39 ... 加圧管口金, 40 ... 前方送水口金, 41 ... 吸引口金, 43 ... 漏水検知口金,
 50 ... メインフレーム部材, 50b ... ピス, 51 ... 突出部, 52 ... 円環部材, 53 ... 円環部材配設部, 54 ... 当接部, 58 ... 接続固定部, 59 ... 凹状溝部,
 71 ... 電気基板, 73 ... 受側接続コネクタ,
 77, 77A ... シールドケース, 77a ... コネクタ収納部, 77b ... コネクタ開口, 77c ... 切欠開口, 77d ... ストップ部, 77e ... ピス挿通用穴, 77w ... 凹状部, 77x ... 第2接続部, 85a ... ピス,
 86 ... 回路基板, 86a ... 接続部, 86b ... ピス挿通用穴,
 88 ... 接続コネクタ, 88a ... 接続端子,

10

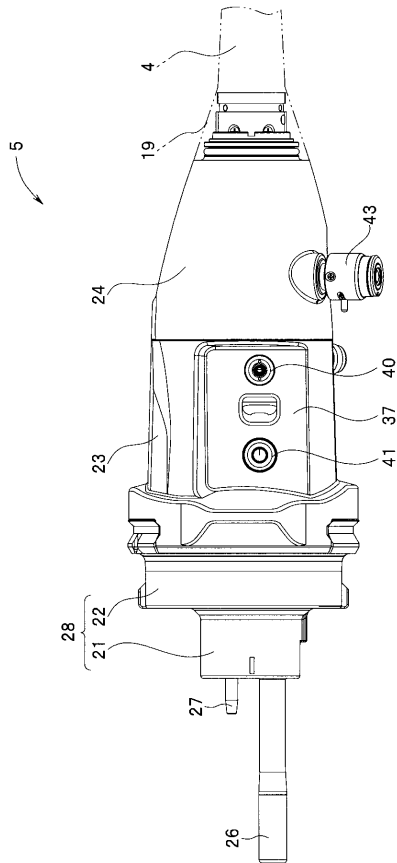
【図1】



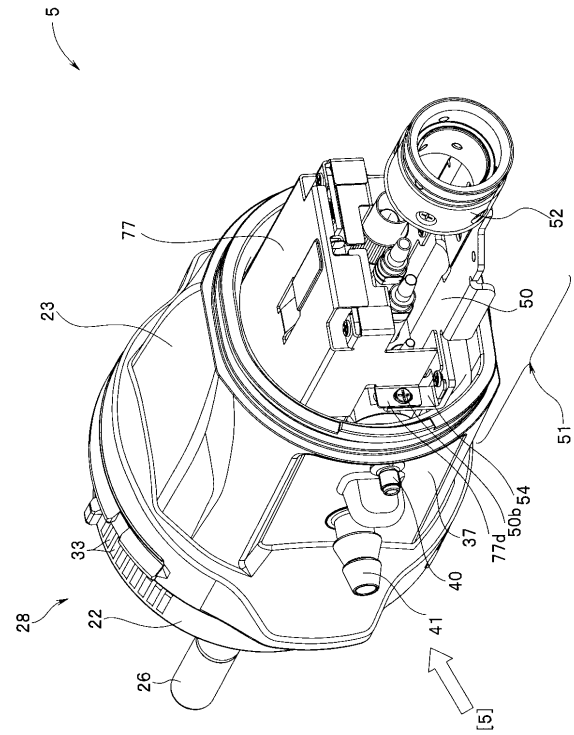
【図2】



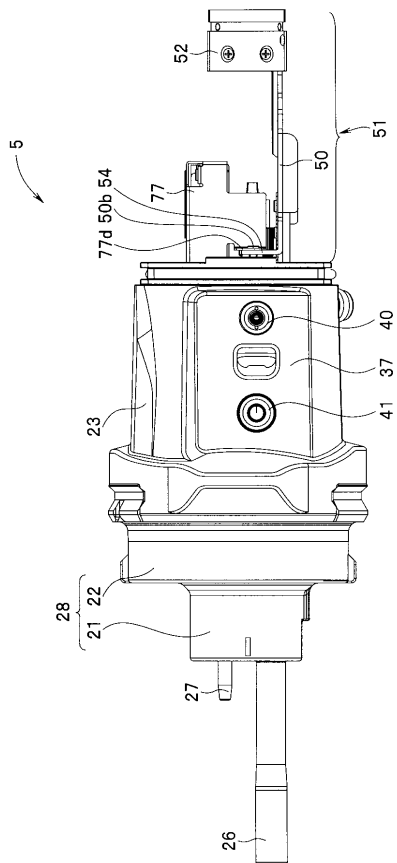
【図 3】



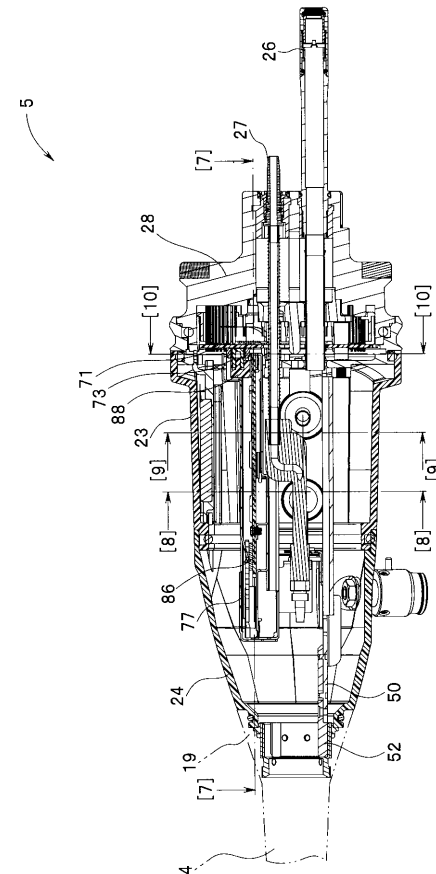
【図 4】



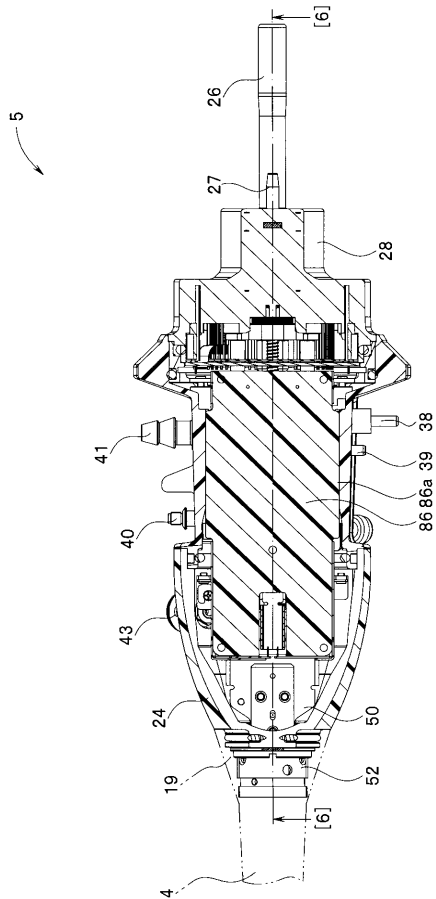
【図 5】



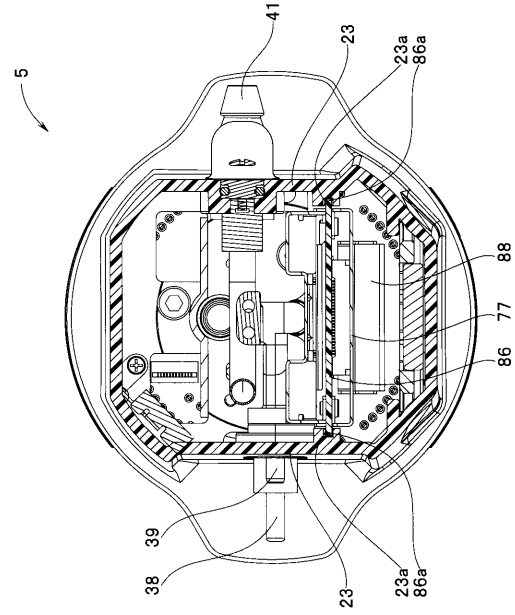
【図 6】



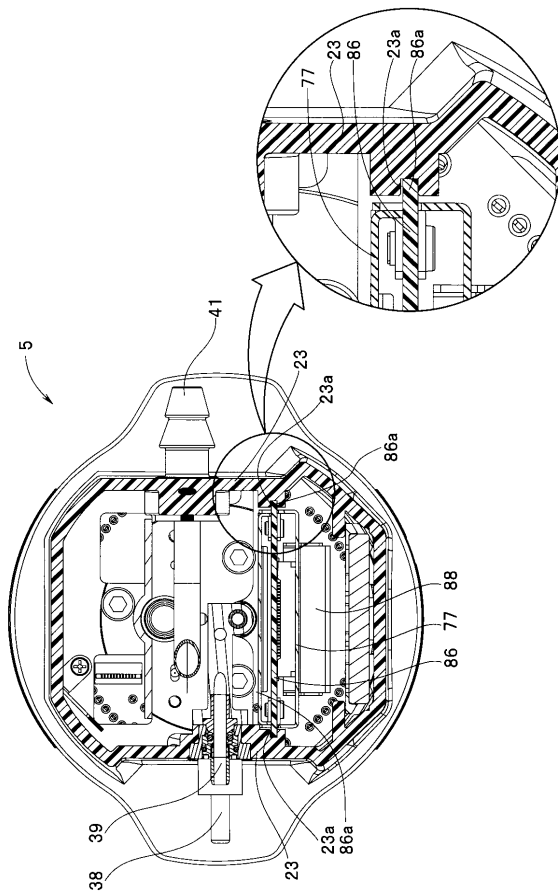
【図 7】



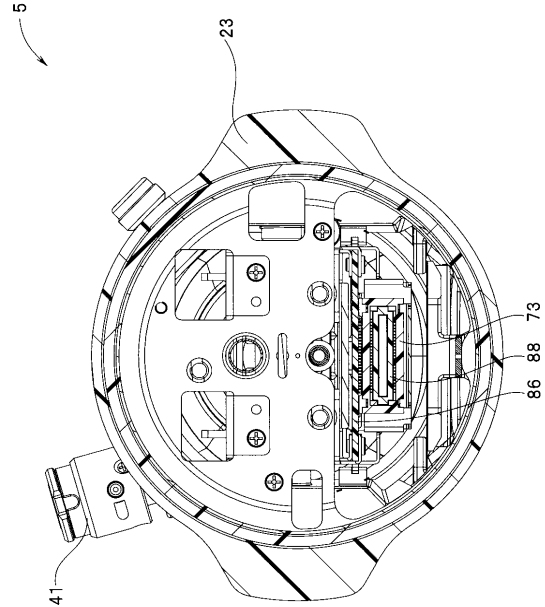
【図 8】



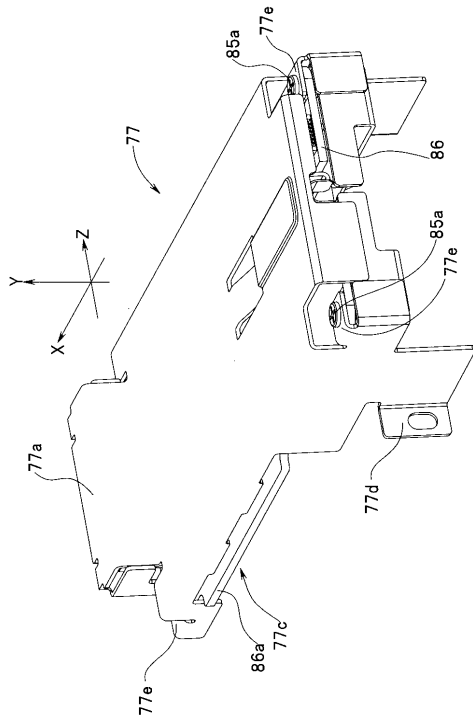
【図 9】



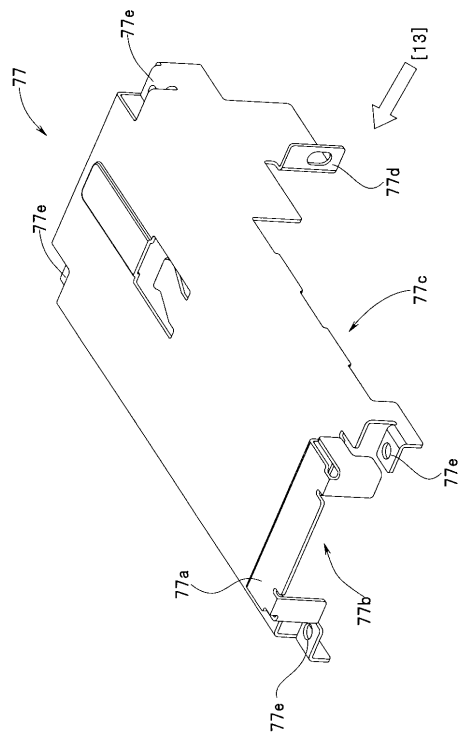
【図 10】



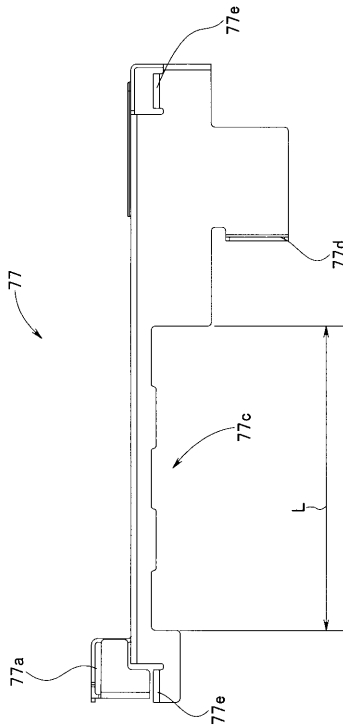
【図 1 1】



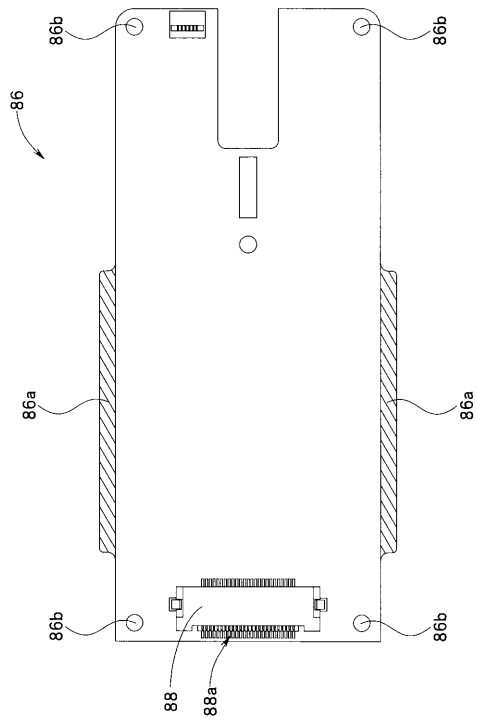
【図 1 2】



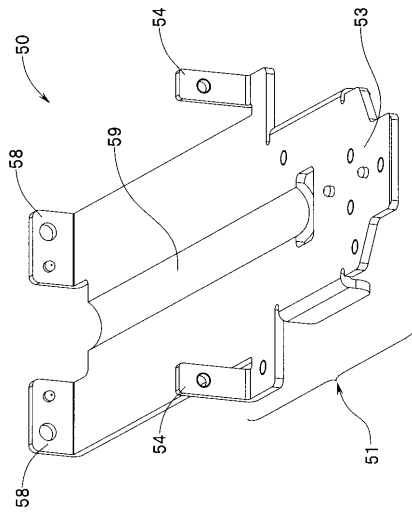
【図 1 3】



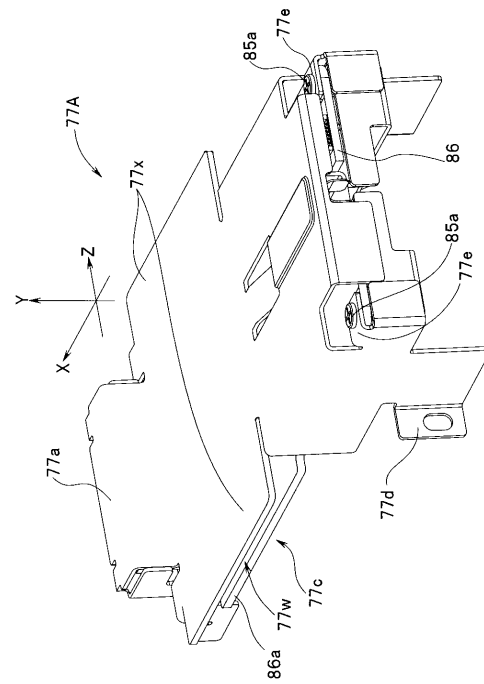
【図 1 4】



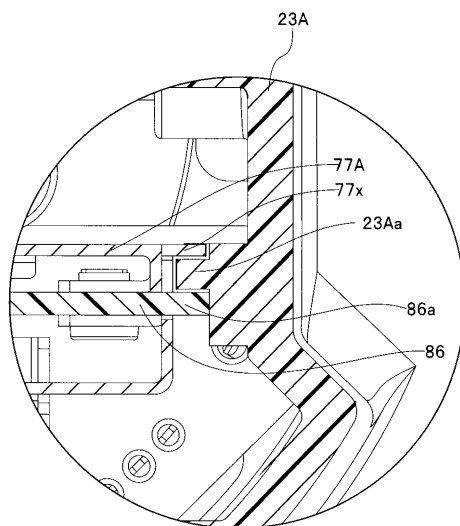
【図 15】



【図 16】



【図 17】



フロントページの続き

審査官 北島 拓馬

(56)参考文献 国際公開第2012/077626(WO, A1)

特開平10-314113(JP, A)

特開2002-214538(JP, A)

特開2011-240053(JP, A)

特開平08-036139(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61B 1/00 - 1/32

G02B 23/24 - 23/26

H01R 13/56 - 13/72

专利名称(译)	内窥镜接头		
公开(公告)号	JP6603053B2	公开(公告)日	2019-11-06
申请号	JP2015121394	申请日	2015-06-16
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	奥林巴斯公司		
当前申请(专利权)人(译)	奥林巴斯公司		
[标]发明人	荒川直紀		
发明人	荒川 直紀		
IPC分类号	A61B1/00 A61B1/04 A61B1/06 G02B23/24 H01R13/631		
FI分类号	A61B1/00.712 A61B1/04.520 A61B1/06.520 G02B23/24.A H01R13/631 A61B1/06.D		
F-TERM分类号	2H040/CA08 2H040/CA09 4C161/FF07 4C161/JJ06 4C161/NN03 4C161/UU03 4C161/UU09 5E021/FA05 5E021/FA08 5E021/FA09 5E021/FA14 5E021/FA16 5E021/FB02 5E021/FB30 5E021/FC21 5E021/FC31 5E021/FC32 5E021/FC38 5E021/HA07 5E021/KA02 5E021/KA03 5E021/KA05		
代理人(译)	伊藤 进 长谷川 靖 ShinoUra修		
其他公开文献	JP2017006162A		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

解决的问题：提供一种用于内窥镜的连接部，该内窥镜的连接部具有能够容易、准确和可靠地装配连接连接器和对应的接收侧连接连接器的结构。解决方案：用于连接内窥镜的内窥镜的连接部5。向外部设备传输电信号的装置包括：外部部件23，其形成内窥镜用连接器的外部；以及外部部件23，其形成内窥镜。电连接器88设置在外部构件内部，用于传输电信号。板86，用于通过连接到电连接器来传输电信号；屏蔽构件77，该屏蔽构件77使至少为基板的一部分区域的连接部86a向外侧突出，并覆盖并容纳该连接部以外的区域。引导部86a设置在外部构件内部，该引导部86a使从屏蔽构件向外突出的板的连接部相对于外部构件定位，并引导板以与电连接器连接。：图8

(19) 日本国特許庁 (JP)		(12) 特 許 公 報 (B2)	(11) 特許番号 特許第6603053号 (P6603053)
(45) 発行日 令和1年11月6日 (2019. 11. 6)		(24) 登録日 令和1年10月18日 (2019. 10. 18)	
(51) Int. Cl.		F 1	
A 6 1 B 1/00 (2006. 01)		A 6 1 B 1/00 7 1 2	
A 6 1 B 1/04 (2006. 01)		A 6 1 B 1/04 5 2 0	
A 6 1 B 1/06 (2006. 01)		A 6 1 B 1/06 5 2 0	
G 0 2 B 23/24 (2006. 01)		G 0 2 B 23/24 A	
H 0 1 R 13/631 (2006. 01)		H 0 1 R 13/631	
		請求項の数 3 (全 19 頁)	
(21) 出願番号	特願2015-121394 (P2015-121394)	(73) 特許権者	000000376 オリンパス株式会社
(22) 出願日	平成27年6月16日 (2015. 6. 16)		東京都八王子市石川町2 9 5 1 番地
(65) 公開番号	特開2017-6162 (P2017-6162A)	(74) 代理人	110002907 特許業務法人イートン国際特許事務所
(43) 公開日	平成29年1月12日 (2017. 1. 12)	(74) 代理人	100076233 弁理士 伊藤 達
審査請求日	平成29年9月21日 (2017. 9. 21)	(74) 代理人	100101681 弁理士 長谷川 靖
		(74) 代理人	100135932 弁理士 藤浦 治
		(72) 発明者	荒川 直紀 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目4 3 番2号 オ リンパス株式会社内
		最終頁に続く	

(54) 【発明の名称】 内視鏡用コネクタ